

年金部会の進め方について（イメージ）（案）

- 社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた年金分野の改革項目（最低保障機能の強化、第3号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引き上げ等）の実現に向けた検討を進める。

 - 年金分野の改革項目のうち、
 - (1) 新しい年金制度の創設については、国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ、民主党における検討状況を踏まえて、検討を進める。
 - (2) 非正規労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大については、年金・医療・雇用等の幅広い分野に関係することから、社会保障審議会に特別部会を設けて分野横断的に検討を進め、その状況を年金部会に報告する。
 - (3) 被用者年金の一元化については、厚生年金（厚生労働省が所管）と共済年金（財務省・総務省・文部科学省が所管）との間の調整が必要なため、関係省庁間において検討を進め、その状況を年金部会に報告する。

 - 社会保障・税一体改革成案において、税制抜本改革とともに、平成24年（2012年）以降速やかに法案を提出し、順次実施することとされていることから、9月以降、月2回程度のペースで開催し、各項目について順次議論を進める。現行制度の改善を図るため、社会保障・税一体改革成案に掲げられた項目以外の項目も、必要に応じて検討する。平成24年の国会への法案提出に向け、年内のとりまとめを目指す。
- ※税制抜本改革については、社会保障・税一体改革成案において、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている。
- なお、年金積立金の運用の在り方及び年金財政における経済前提の在り方についての専門的な検討を行うため、本年金部会の下に、秋以降、専門委員会を設けることとする。

年金部会の議題（案）

第1回（8月26日） 社会保障・税一体改革成案について
基礎年金国庫負担について
今後の進め方について

以下の項目について、一当たりの議論を進める。

- ・ 最低保障機能の強化（低所得への加算・障害基礎年金への加算、受給資格期間の短縮）
- ・ 高所得者の年金給付の見直し
- ・ 第3号被保険者制度の見直し
- ・ 在職老齢年金の見直し
- ・ 産休期間中の保険料負担免除
- ・ マクロ経済スライド
- ・ 支給開始年齢引き上げ
- ・ 標準報酬上限の引上げ
- ・ その他の改善検討事項

9月

～

10月

11月以降

2巡目の議論などとりまとめに向けた議論